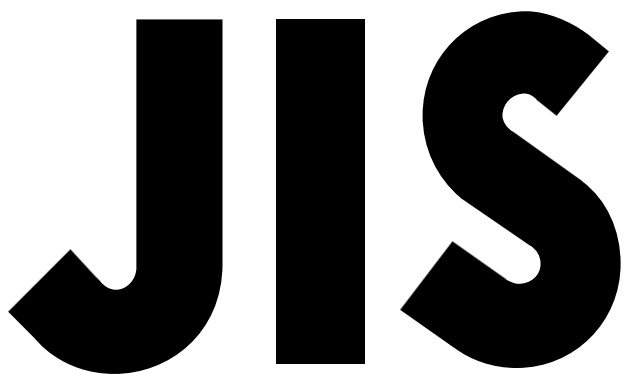




電磁両立性 — 第 6-1 部：共通規格 —
住宅，商業及び軽工業環境における
イミュニティ規格

JIS C 61000-6-1 : 2019

(IEC 61000-6-1 : 2016)

(IEEJ/JSA)

平成 31 年 1 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会（国立研 究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員（ソニー株式会社）
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員（富士ゼロックス株式会社）
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.3.20 改正：平成 31.1.21

官 報 公 示：平成 31.1.21

原 案 作 成 者：一般社団法人電気学会

（〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 HOMAT HORIZON ビル TEL 03-3221-7201）

一般財団法人日本規格協会

（〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会（部会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 性能判定基準	5
5 試験中の条件	6
6 製品文書	6
7 適用方法	6
8 測定の不確かさ	6
9 イミューニティ試験要求事項	6
附属書 A（参考）製品規格作成委員会へのガイダンス	11
解 説	14

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電気学会（IEEJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 61000-6-1:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 61000 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 61000-3-2 第 3-2 部：限度値－高調波電流発生限度値（1 相当たりの入力電流が 20 A 以下の機器）

JIS C 61000-4-2 第 4-2 部：試験及び測定技術－静電気放電イミュニティ試験

JIS C 61000-4-3 第 4-3 部：試験及び測定技術－放射無線周波電磁界イミュニティ試験

JIS C 61000-4-4 第 4-4 部：試験及び測定技術－電氣的ファストトランジェント／バーストイミュニティ試験

JIS C 61000-4-5 第 4-5 部：試験及び測定技術－サージイミュニティ試験

JIS C 61000-4-6 第 4-6 部：試験及び測定技術－無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ

JIS C 61000-4-7 第 4-7 部：試験及び測定技術－電力供給システム及びこれに接続する機器のための高調波及び次数間高調波の測定方法及び計装に関する指針

JIS C 61000-4-8 第 4-8 部：試験及び測定技術－電源周波数磁界イミュニティ試験

JIS C 61000-4-11 第 4-11 部：試験及び測定技術－電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対するイミュニティ試験

JIS C 61000-4-16 第 4-16 部：試験及び測定技術－直流から 150 kHz までの伝導コモンモード妨害に対するイミュニティ試験

JIS C 61000-4-20 第 4-20 部：試験及び測定技術－TEM（横方向電磁界）導波管のエミッション及びイミュニティ試験

JIS C 61000-4-22 第 4-22 部：試験及び測定技術－全電波無響室（FAR）における放射エミッション及びイミュニティ試験

JIS C 61000-4-34 第 4-34 部：試験及び測定技術－1 相当たりの入力電流が 16 A を超える電気機器の電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対するイミュニティ試験

JIS C 61000-6-1 第 6-1 部：共通規格－住宅、商業及び軽工業環境におけるイミュニティ規格

JIS C 61000-6-2 第 6-2 部：共通規格－工業環境におけるイミュニティ規格

電磁両立性—第 6-1 部：共通規格—住宅，商業及び 軽工業環境におけるイミュニティ規格

Electromagnetic compatibility (EMC)—

Part 6-1: Generic standards—Immunity standard for residential, commercial and light-industrial environments

序文

この規格は、2016 年に第 3 版として発行された **IEC 61000-6-1** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、**JIS C 61000** 規格群の中で、住宅，商業，公共及び軽工業地域で使用する電気装置及び電子装置の EMC に関わるイミュニティ要求事項について規定する。

周波数範囲が直流から 400 GHz までのイミュニティ要求事項を対象とする。要求事項を規定していない周波数では、試験を行う必要はない。

対象製品に対してイミュニティに関する適切な製品規格又は製品群規格がない場合は、この共通イミュニティ規格を適用する。

この規格は、次の地域で動作することを意図した電気装置及び電子装置に適用する。

- ・ **3.8** で定義する、屋内及び屋外の住宅地域。
- ・ **3.9** で定義する、屋内及び屋外の商業，公共及び軽工業地域。

この規格は、電池によって動作する装置、又は商用ではないが、工業用でもない低圧電源系統から受電する装置で、かつ、**3.8** 又は **3.9** で定義する地域で使用する装置にも適用する。

この規格は、静電気放電を含む、連続的及び過渡的な、伝導妨害及び放射妨害に関するイミュニティ要求事項を規定する。

このイミュニティ要求事項は、住宅，商業，公共及び軽工業地域内で動作する装置の適正なイミュニティレベルを確保するために選択した。しかし、このイミュニティレベルは、どのような場所でも発生する可能性があるが、発生する確率が極めて小さい極端なケースについては、考慮していない。この規格では、試験項目に全ての妨害現象を取り上げるのではなく、この規格を適用する装置に対して適切であるとみなされる妨害現象だけを選定している。これらの試験要求事項は、最も重要なイミュニティ要求事項である。試験要求事項は、対象とするそれぞれのポートに対して規定する。

注記 1 他の妨害現象に関する情報は、**IEC TR 61000-4-1** を参照。

注記 2 この規格は、安全性を考慮したイミュニティについては取り扱わない。